

電力小売供給約款

【低圧】

(テラスネオでんき)

株式会社テラス

2026年2月2日実施

目 次

I 総 則

1. 適用	- 4 -
2. 本約款の変更	- 4 -
3. 定義	- 5 -
4. 単位および端数処理	- 7 -
5. 法定書面等の交付方法	- 7 -
6. 本約款に定めのない特別な事項	- 8 -

II 契約について

7. 電力小売供給契約の申込み	- 8 -
8. 契約期間	- 8 -
9. 電力小売供給契約の単位	- 8 -
10. 供給の開始	- 8 -
11. 承諾の限界	- 9 -

III 契約種別および料金

12. 契約種別	- 9 -
13. 料金等	- 9 -

IV 料金の算定および支払い

14. 料金の適用開始の時期	- 9 -
15. 検針日	- 10 -
16. 料金の算定期間	- 10 -
17. 使用電力量の計量	- 10 -
18. 料金の算定	- 10 -
19. 料金その他の支払方法	- 11 -
20. 料金の支払義務ならびに支払期日	- 12 -
21. 保証金	- 13 -

V 使用および供給

22. 適正契約の保持	- 13 -
23. 需要場所への立入りによる業務の実施	- 13 -
24. お客様の協力等	- 14 -

25. 供給の停止	- 15 -
26. 供給停止の解除	- 16 -
27. 供給停止期間中の料金	- 16 -
28. 違約金	- 16 -
29. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	- 17 -
30. 損害賠償の免責	- 17 -
31. 設備の賠償	- 18 -

VI 契約の変更および終了

32. 電力小売供給契約の変更	- 18 -
33. 名義の変更	- 18 -
34. 電力小売供給契約の終了	- 18 -
35. 供給開始後の電力小売供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算	- 19 -
36. 解約等	- 19 -
37. 電力小売供給契約終了後の債権債務関係	- 20 -

VII 工事および工事費の負担金

38. 供給地点および施設	- 20 -
39. 計量器等の取付け	- 20 -
40. 電流制限器等の取付け	- 20 -
41. 供給設備の工事費負担金	- 21 -
42. 供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け	- 21 -

VIII 保 安

43. 調査に対するお客さまの協力	- 21 -
44. 保安等に対するお客さまの協力	- 21 -

IX そ の 他

45. 消費税法等改正の場合の取扱い	- 22 -
46. 反社会的勢力の排除	- 22 -
47. 管轄裁判所	- 23 -
48. 本約款の実施期日	- 23 -

別表	- 24 -
----------	--------

I 総 則

1. 適用

- (1) この電力小売供給約款【低圧】(テラスネオでんき)(以下「本約款」といいます。)は、株式会社テラス(以下「当社」といいます。)が、当社所定の方法で申し込みいただいた低圧で電気の供給をうけるお客さま(以下「お客さま」といいます。)に対して、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送供給により、供給区域内の需要場所に電気を供給するときの料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本約款は、別表に定める電力エリアに適用します。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、および運用する電線路が自らが維持し、および運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。)は除きます。

2. 本約款の変更

- (1) 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を、本約款5(法定書面等の交付方法)に定める方法によりお客さまに周知することといたします。ただし、料金の値上げの場合にあっては、(4)に定めるところによります。
- (2) (3)に定める場合を除き、本約款の変更にともない必要となる、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、お客さまは、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、本約款5(法定書面等の交付方法)に定める方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約締結後の書面交付を行う場合には、本約款5(法定書面等の交付方法)に定める方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、ならびに、契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、既に締結されている電力小売供給契約の更新(料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電力小売供給契約の期間の延長のみをする場合)においては、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、ならびに、更新後に当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を本約款5(法定書面等の交付方法)に定める方法によ

りお知らせすることについてあらかじめ承諾していただきます。

- (4) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電力小売供給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電力小売供給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価（以下「新たな料金等」といいます。）を定めることができます。
- イ. 当社は、事前に新たな料金等およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を本約款5（法定書面等の交付方法）に定める方法によりお客さまに通知いたします。
 - ロ. お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、本適用開始日の15日前までに、当社に対して電力小売供給契約の終了を通知することで電力小売供給契約を終了することができます。なお、この場合の電力小売供給契約の終了日は、本約款34（電力小売供給契約の終了）(2)にもとづくものといたします。
 - ハ. ロに定める期限までに、お客さまより電力小売供給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは新たな料金等を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用いたします。ただし、34（電力小売供給契約の終了）(1)および(2)に基づき電力小売供給契約が終了する場合で、本適用開始日前に電力小売供給契約が終了した場合は、この限りではありません。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電灯
LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上お客さまが使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

(8) 契約容量

契約上お客さまが使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 電源調達調整費

別表 2（電源調達調整費）に記載の方法により算出された費用をいいます。

(14) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(15) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます

(16) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(17) 需要場所

当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1 構内または 1 建物をなすものを 1 需要場所とし、託送供給等約款において定めるところによります。

(18) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(19) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

(20) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(21) 従量電灯

適用範囲は、別表5(適用範囲)のとおりといたします。

(22) 低圧動力

適用範囲は、別表5(適用範囲)のとおりといたします。

(23) 容量市場

将来の供給力(kW)を確保するための市場をいいます。

(24) 容量拠出金

容量市場における供給力の確保にもとづいて、小売電気事業者、一般送配電事業者または配電事業者が支払いを行うものをいいます。

(25) 容量拠出金相当額

別表10(容量拠出金相当額)に記載の方法により算出された費用をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力を算定した値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される金額ならびに消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5. 法定書面等の交付方法

- (1) 当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面、または、当社が発行する請求書等について、原則として、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものといたします。
- (2) 電子メールアドレスのご登録がない、または不備がある等の事情により、(1)の対応が出来ない場合には、郵送による交付をいたします。
- (3) その他の事情により、手渡し等の方法により交付する場合は、(1)(2)の限りにありま

せん。

6. 本約款に定めのない特別な事項

本約款に定めのない特別な事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約について

7. 電力小売供給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電力小売供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 申込みにあたり、お客さまには、託送供給等約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。
- (3) 電力小売供給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (4) お客さまと当社との間で電力小売供給契約が成立した場合、電力小売供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、本約款 5. (法定書面等の交付方法)によりお客さまに交付するものといたします。

8. 契約期間

契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、料金適用開始の日以降 1 年目の日（当日を含む。）を終期といたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から電力小売供給契約の終了もしくは変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

9. 電力小売供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1 需要場所について、1 電力小売供給契約を結びます。ただし、お客さまが電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要である場合、当社は、それぞれ別で電力小売供給契約を結ぶことがあります。

10. 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、原則として、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾した後、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、原則として、供給開始日は検針日とし、お申込みを承諾した後、一番近い検針日を供給開始日といたします。ただし、お引越し等

により新たに電気を使用開始する場合においては、この限りではありません。

- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に当社が電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力小売供給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、および、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その旨をお知らせいたします。

III 契約種別および料金

12. 契約種別

契約種別は別表 6（契約種別と料金単価）のとおりといたします。

13. 料金等

- (1) 料金は、基本料金および電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費、容量拠出金相当額および本約款別表に記載の方法により算出されるその他の調整額を加算または減算したものの合計といたします。ただし、沖縄電力エリアにおいては、電源調達調整費の代わりに、燃料費調整額および離島ユニバーサル調整額を適用し、容量拠出金相当額は頂戴いたしません。また、契約種別および各料金単価は別表 6 の定めによるものといたします。

- (2) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社 Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身でご確認いただきます（無料）。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。ただし、お客さまが希望する場合は、別途検針票および請求書を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、200 円／月（消費税等相当額込）を、毎月の電気料金のお支払い時に合せてお支払いいただきます。

IV 料金の算定および支払い

14. 料金の適用開始の時期

料金は、電力小売供給契約の成立後に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客

さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

15. 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

16. 料金の算定期間

- (1)料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2)一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客様に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3)料金は、電力小売供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

17. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は次のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1)使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によるものといたします。
- (2)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

18. 料金の算定

- (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。
 - イ. 本約款16（料金の算定期間）(1)(2)に規定する料金の算定期間の途中で電気の供給を開始、再開、もしくは停止、または電力小売供給契約が終了した場合

- ロ. 本約款 16 (料金の算定期間) (1) (2) に規定する料金の算定期間の日数が 36 日以上、または 24 日以下の場合
- (2) (1) イおよびロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ. 基本料金は、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ. 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ. イまたはロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) (1) イおよびロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

19. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、次のいずれかの方法により、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用 (ハに定める方法により支払いがなされる場合には、事務手数料 (250 円 (税込)) を別途頂戴します。) は、お客様の負担いたします。
 - イ. お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客様に当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。
 - ロ. お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客様に当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。
 - ハ. お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客様に当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限りますが、イまたはロによりご登録いただいた情報に不備があった場合は、お客様の申し出の有無にかかわらず、ハに定める方法により支払っていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ. (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ロ. (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ハ. (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した弁護士、または債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士または債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、料金が弁護士、または債権回収会社により指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)支払期日までに料金のお支払がなされなかつた場合には、

- イ. 当社が指定する金融機関等に当社が指定する日までにお振込いただきます。また、このとき、振込手数料等（請求書発行に係る事務手数料を含みます。）はお客様のご負担となります。
- ロ. 当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(5)延滞利息は、その算定の対象となる料金から次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年 14.6 パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

- イ. 消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額
- ロ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- ハ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額
= 再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1 + 消費税等の税率)
なお、消費税等相当額および上記ハの算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

(6)延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(7)支払っていただいた料金、延滞利息は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

20. 料金の支払義務ならびに支払期日

(1)お客様の料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款 17（使用電力量の計量）(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

また、電力小売供給契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2)料金の支払期日は、次のとおりといたします。

- イ. 本約款 19（料金その他の支払方法）(1)イのクレジット会社を通してお支払いの場合は、当該クレジット会社の規定によります。
- ロ. 本約款 19（料金その他の支払方法）(1)ロの口座振替によるお支払いの場合、支払い義務が発生する日の翌月 27 日といたします。ただし、支払期日が日曜日ま

たは銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。

ハ. 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)ハの 金融機関等を通じて払い込む場合は、当社指定の期日といたします。

21. 保証金

- (1)当社は、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合、供給継続の条件として、お客さまから、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を差し入れていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を差し入れていただくことがあります。
- (2)保証金の預かり期間は、契約期間以内といたします。
- (3)当社は、電力小売供給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができるものといたします。
- (4)当社は、保証金について、利息は付さないものといたします。
- (5)当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電力小売供給契約が終了した場合は、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電力小売供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合は、すみやかにお客さまに通知するものとし、お客さまは、当該契約を適正なものに変更するものといたします。

23. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1)供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2)本約款 44 (保安等に対するお客さまの協力) (1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3)不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用

用途の確認

- (4) 記録型計量器の検針または計量値の確認
- (5) 本約款 25（供給の停止）、34（電力小売供給契約の終了）(2) または 36（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、電力小売供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

24. お客様の協力等

- (1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ. 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ. 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ. 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- 二. 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ. その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。
- (3) お客様が電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系等に関する技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものといたします。
- (4) お客様は、電気の供給の実施にともない当社または一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
- (5) 次の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合、および当社が必要に応じお客様の電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客様はそれらの場所を無償で提供していただきます。
 - イ. お客様（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みま

- す。) のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ. 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- ハ. 通信設備等を設置する場合
- (6) お客様は、次に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものといたします。
- イ. お客様の負担でお客さまが施設した付帯設備（お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。）
- ロ. お客様の負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ. お客様の負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次に掲げる付帯設備
- (a) 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
- (b) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- (c) その他(a)または(b)に準ずる設備
- ニ. お客様の希望によって、お客様の負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ホ. 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

25. 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ. お客様の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ. お客様の需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ. 託送供給等約款に反して、当該一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がその旨をお客さまに警告しても改めない場合には、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ. お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ. 低压動力の場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
- ニ. 本約款 23（需要場所への立入りによる業務）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
- ホ. 本約款 24（お客さまの協力等）(1)および(2)によって必要となる措置を講じない場合
 - ヘ. 本約款 24（お客さまの協力等）(3)に反してお客さまが一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続した場合
 - ト. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合

26. 供給停止の解除

本約款 25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

27. 供給停止期間中の料金

本約款 25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款 18（料金の算定）(2)イにより停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

28. 違約金

- (1) お客さまが本約款 25（供給の停止）(2)ロ、ハまたはトに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)に定める「免れた金額」とは、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 ヶ月以内で一般送配電事業者が決定し

た期間といたします。

29. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、一般送配電事業者により、供給時間中に電気の供給が中止され、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ. 電気の供給上やむをえない場合
 - ロ. 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ. 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ. 非常変災の場合
 - ホ. その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、あらかじめその旨を広告その他によって一般送配電事業者がお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

30. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款 29 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止され、またはお客様が電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款 25 (供給の停止) によって電気の供給が停止された場合、または本約款 36 (解約等) によって電力小売供給契約を解約した場合もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様または当社が損害を受けた場合、当社またはお客様はその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。

31. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1)修理が可能である場合

修理費

- (2)亡失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更および終了

32. 電力小売供給契約の変更

お客さまが電力小売供給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の方法によって申込みをするものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出に基づく、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日または計量日に変更されるものといたします。

33. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たにお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、原則として当社所定の方法によって届出をしていただきます。

34. 電力小売供給契約の終了

- (1)お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者等に新たな電力小売供給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまからの終了通知といたします。当社は、原則として、お客さまが当社に通知された終了期日（電力広域的運営推進機関からの通知を含みます。以下同様といたします。）に供給を終了させるための適当な処置を行います。

- (2)電力小売供給契約は、本約款 36（解約等）に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ. 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電力小売供給契約が終了するものといたします。
 - ロ. 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供

給を終了させるための処置をとることができない場合は、電力小売供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

- (3) 本約款 36（解約等）によって、当社が電力小売供給契約を解除した場合は、解除日に電力小売供給契約は終了するものといたします。

35. 供給開始後の電力小売供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

- (1) お客様が契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、当社は、一般送配電事業者による請求を踏まえ、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客様が電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電力小売供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社は、一般送配電事業者による請求を踏まえ、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36. 解約等

当社は、次の場合には、電力小売供給契約を解約することができます。ただし、(2)に該当する場合を除き、解約する 15 日前までに解約日を明示してその旨をお客さまにお知らせします。

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合
- イ. 電気料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ロ. 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合
 - ハ. 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合
- (2) お客様が本約款 34（電力小売供給契約の終了）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- (3) 本約款 25（供給の停止）にもとづき供給停止がされた場合またはその恐れがある事実が判明した場合
- (4) お客様が次のいずれかに該当した場合

- イ. 仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けた場合
 - ロ. 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ハ. 支払停止の状態に陥った場合
- ニ. 手形不渡り処分または電子交換所による取引停止処分を受けた場合
 - ホ. その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
 - ヘ. お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
 - ト. 本約款および託送供給等約款、法令等に反した場合

37. 電力小売供給契約終了後の債権債務関係

電力小売供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電力小売供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

38. 供給地点および施設

電気の供給地点（電気の供給が行われる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします。

39. 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器は、原則として、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。取り付けに伴って一般送配電事業者から短時間の停電をお願いする場合があることをご了承いただきます。なお、次の場合には、計量器をお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

- イ. お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
- ロ. 変成器の2次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置、取付場所、解錠、使用する電気工作物等については、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。

(3) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

40. 電流制限器等の取付け

(1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

(3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

41. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、当該一般送配電事業者による請求を踏まえ、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

42. 供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

VIII 保 安

43. 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。なお、この場合、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

44. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当

な処置をいたします。

イ. お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内的一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ. お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) お客さまは、一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力をしや断する開閉器の操作方法等について、一般送配電事業者と協議していただきます。

IX そ の 他

45. 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法または改正地方税法に則り電気料金その他の債務を計算の上お客さまから申し受けます。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものといたします。

46. 反社会的勢力の排除

お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、次の各項目について確約するものといたします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電力小売供給契約を解除することができるものといたします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものといたします。

イ. 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

ロ. 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐

術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

47. 管轄裁判所

お客さまとの電力小売供給契約に関する一切の紛争については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

48. 本約款の実施期日

本約款は 2026 年 2 月 2 日より施行するものといたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合における(2)および(3)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

2. 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、電源調達調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、電源調達調整単価は、下記(2)の方法により算定するものとし、下記(2)ハの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金から差し引くものとし、下記(2)ニ、ホの場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金に加えるものといたします。以下、お客様の需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域を電力エリアといいます。

(2) 電源調達調整単価

各電力エリアにおける電源調達調整単価は、以下のイに定めるエリアプライス平均値およびロに定める託送損失率に基づいて、以下のハ、ニまたはホのとおり算出され、へのとおり適用されるものといたします。

イ. エリアプライス平均値

エリアプライス平均値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日から当月末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値に消費税等相当額を加算した値を指し、小数点第3位を四捨五入いたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税込）
北海道電力ネットワーク	北海道エリア エリアプライス
東北電力ネットワーク	東北エリア エリアプライス
東京電力パワーグリッド	東京エリア エリアプライス
中部電力パワーグリッド	中部エリア エリアプライス
北陸電力送配電	北陸エリア エリアプライス
関西電力送配電	関西エリア エリアプライス
中国電力ネットワーク	中国エリア エリアプライス
四国電力送配電	四国エリア エリアプライス
九州電力送配電	九州エリア エリアプライス

ロ. 託送損失率

託送損失率とは、各電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものといたします。

ハ. (還元) 電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合、電源調達調整単価は、「(還元) 電源調達調整単価」といい、以下の算式のとおりといたします。

(還元) 電源調達調整単価

$$= [(調整基準価格 \alpha - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}) - \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}]$$

ニ. (請求) 電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合、電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価A」とい、以下の算式のとおりといたします。

(請求) 電源調達調整単価A

$$= [(\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} - \text{調整基準価格 } \beta) + \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}]$$

ホ. (請求) ハまたはニ以外の場合の電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価B」とい、以下の算式のとおりといたします。

(請求) 電源調達調整単価B

$$= \{\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}\}$$

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりといたします。

電力エリア	調整基準価格 α	調整基準価格 β
北海道電力ネットワーク	9.39 円	10.39 円
東北電力ネットワーク	9.35 円	10.35 円
東京電力パワーグリッド	10.42 円	11.42 円
中部電力パワーグリッド	9.27 円	10.27 円
北陸電力送配電	7.84 円	8.84 円
関西電力送配電	7.74 円	8.74 円

中国電力ネットワーク	7.67 円	8.67 円
四国電力送配電	7.51 円	8.51 円
九州電力送配電	7.03 円	8.03 円

へ. 電源調達調整単価の適用

以下に定義する算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された電源調達調整単価を、以下に定義する適用期間の使用電力量に適用いたします。

算定期間	適用期間
毎年 1月 1日から 1月末日までの期間	その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間
毎年 2月 1日から 2月末日までの期間	その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間
毎年 3月 1日から 3月末日までの期間	その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間
毎年 4月 1日から 4月末日までの期間	その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間
毎年 5月 1日から 5月末日までの期間	その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間
毎年 6月 1日から 6月末日までの期間	その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間
毎年 7月 1日から 7月末日までの期間	その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間
毎年 8月 1日から 8月末日までの期間	その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間
毎年 9月 1日から 9月末日までの期間	その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間
毎年 10月 1日から 10月末日までの期間	10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間
毎年 11月 1日から 11月末日までの期間	11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間
毎年 12月 1日から 12月末日までの期間	12月の検針日から 翌年の 1月の検針日前日までの期間

3. 燃料費調整額

沖縄電力株式会社が特定小売供給約款別表 2 で定める内容を適用し、燃料費調整額を算定いたします。

4. 離島ユニバーサルサービス調整額

沖縄電力株式会社が特定小売供給約款別表 3 で定める内容を適用し、離島ユニバーサルサービス調整額を算定いたします。

5. 適用範囲

従量電灯および低圧動力の適用範囲、その他の条件は、次のとおりとなります。

<従量電灯>

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
テラスネオ北海道 プラス 従量電灯B	北海道電力ネットワーク	
テラスネオ東北 プラス 従量電灯B	東北電力ネットワーク	
テラスネオ東京 プラス 従量電灯B	東京電力パワー グリッド	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
テラスネオ中部 プラス 従量電灯B	中部電力パワー グリッド	
テラスネオ北陸 プラス 従量電灯B	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 従量電灯A	関西電力送配電	
テラスネオ中国 プラス 従量電灯A	中国電力ネットワーク	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
テラスネオ四国 プラス 従量電灯A	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 従量電灯B	九州電力送配電	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
テラスネオ北海道 プラス 従量電灯C	北海道電力ネットワーク	
テラスネオ東北 プラス 従量電灯C	東北電力ネットワーク	契約容量が、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
テラスネオ東京 プラス 従量電灯C	東京電力パワー グリッド	
テラスネオ中部 プラス 従量電灯C	中部電力パワー グリッド	

テラスネオ北陸 プラス 従量電灯C	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 従量電灯B	関西電力送配電	
テラスネオ中国 プラス 従量電灯B	中国電力ネットワーク	
テラスネオ四国 プラス 従量電灯B	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 従量電灯C	九州電力送配電	
テラスネオ沖縄 プラス 従量電灯A	沖縄電力	電灯または小型機器の総容量が、沖縄電力株式会社が定める特定小売供給約款別表8(1)口を適用して算定される値において、50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50ヘルツ、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電および沖縄電力管内：60ヘルツ（ただし、長野県の一部は50ヘルツ）ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量

項目	エリア名	内容
最大需要容量 (使用する最大容量をいいます。)	関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電	イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
契約電流	北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、九州電力送配電	契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申出によって定めます。

契約容量	全エリア共通	契約容量は、49 キロボルトアンペアの整数値で、原則としてお客様の申出によって定めます。
------	--------	--

※引っ越しに伴う申込みにより、お客様の申出によって定められない契約電流、契約容量は、電力広域的運営推進機関の設備情報に記載されている情報により決定されます。

※お客様の申出によって定められた契約電流、契約容量は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1 需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項

1 需要場所において従量電灯と低圧動力をあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）、または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であることといたします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当該合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

<低圧動力>

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

プラン名	エリア名	適用範囲
テラスネオ北海道 プラス 低圧電力	北海道電力ネットワーク	
テラスネオ東北 プラス 低圧電力	東北電力ネットワーク	
テラスネオ東京 プラス 低圧電力	東京電力パワーグリッド	
テラスネオ中部 プラス 低圧電力	中部電力パワーグリッド	契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
テラスネオ北陸 プラス 低圧電力	北陸電力送配電	
テラスネオ関西 プラス 低圧電力	関西電力送配電	
テラスネオ中国 プラス	中国電力ネットワーク	

低圧電力		
テラスネオ四国 プラス 低圧電力	四国電力送配電	
テラスネオ九州 プラス 低圧電力	九州電力送配電	
テラスネオ沖縄 プラス 低圧電力	沖縄電力	

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。また、周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50ヘルツ中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電および沖縄電力管内：60ヘルツ（ただし、長野県の一部は50ヘルツ）ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットから49キロワットの値で、原則としてお客さまのお申出によって定めます。ただし、「ネオ電子ブレーカー特約」については、契約主開閉器の定格電流にもとづき、9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、お客様の申出によって定められた契約電力は、電力広域的運営推進機関の設備情報を確認の上、変更することがあります。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1需要場所において従量電灯とあわせてご契約される場合の注意事項

＜従量電灯＞(5)(1需要場所において低圧動力とあわせてご契約する場合の注意事項）に記載のとおりといたします。

6. 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域（以下「エリア」といいます。）によって次のとおりとなります。

(1) 北海道電力ネットワークエリア

＜従量電灯＞

イ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯B（契約電流60Aまで）

基本料金	1 契約につき	10A 契約	400 円
		15A 契約	600 円
		20A 契約	800 円
		30A 契約	950. 00 円
		40A 契約	1, 200. 00 円
		50A 契約	1, 400. 00 円
		60A 契約	1, 650. 00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	25. 02 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWhあたり	28. 17 円
	280kWh 超過	1kWhあたり	29. 53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯C（契約容量 50kVA 未満）

基本料金		1kVAあたり	300. 00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	25. 02 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWhあたり	28. 17 円
	280kWh 超過	1kWhあたり	29. 53 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60A まで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	25. 02 円
	120kWh 超過 280kWh まで	1kWhあたり	28. 17 円
	280kWh 超過	1kWhあたり	28. 94 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）を1口でもご契約いただいている場合、他の需要場所（複数箇所とするこも可能です。）におけるご契約についても本セットプランをお申し込みいただくことができます。なお、ご契約いただいている全ての需要場所について、低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご解約された場合、自動的に本セットプランは解除となり、通常の「従量電灯」プランへ変更させていただきます（以下「セットプラン契約条件」といいます。）。

ニ. テラスネオ北海道 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA 未満）

基本料金は、口に定める通りとし、電力量料金はハに定める通りです。

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ北海道 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	1,000.00 円
電力量料金	1kWhにつき	17.51 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ北海道 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	700.00 円
電力量料金	1kWhにつき	17.51 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけるプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(2) 東北電力ネットワークエリア

イ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯B（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につき	10A 契約	350.00 円
		15A 契約	525.00 円
		20A 契約	700.00 円
		30A 契約	700.00 円
		40A 契約	950.00 円
		50A 契約	1,150.00 円
		60A 契約	1,300.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	20.32 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	24.20 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	26.67 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯C（契約容量 50kVA 未満）

基本料金		1kVAあたり	240.00 円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20.32 円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	24.20 円
	300kWh超過	1kWhあたり	26.67 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60A まで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20.32 円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	24.20 円
	300kWh超過	1kWhあたり	25.87 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ東北 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA 未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金はハに定める通りです。

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ東北 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	1,000.00 円
電力量料金	1kWhにつき	20.37 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ東北 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	750.00 円
------	--------	----------

電力量料金	1kWh につき	20.37 円
-------	----------	---------

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけ
るプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約
は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(3) 東京電力パワーグリッドエリア

イ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯B（契約電流 60Aまで）

基本料金	1 契約につ き	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	600.00 円
		30A 契約	650.00 円
		40A 契約	900.00 円
		50A 契約	1,100.00 円
		60A 契約	1,250.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.17 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.47 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	26.52 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯C（契約容量 50kVA未満）

電力量料金	120kWh まで	1kVA あたり	250.00 円
		1kWh あたり	20.17 円
		120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり
		300kWh 超過	1kWh あたり

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60Aまで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となり
ます。

電力量料金	120kWh まで	1kWh あたり	20.17 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWh あたり	24.47 円
	300kWh 超過	1kWh あたり	25.72 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ東京 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA未満）

基本料金は、口に定める通りとし、電力量料金はハに定める通りです。

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ東京 プラス 低圧電力（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	1,050.00 円
電力量料金	1kWhにつき	18.11 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ東京 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	750.00 円
電力量料金	1kWhにつき	18.11 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけ
るプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約
は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(4) 中部電力パワーグリッドエリア

イ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯B（契約電流 60Aまで）

基本料金	1 契約につ き	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	550.00 円
		30A 契約	550.00 円
		40A 契約	850.00 円
		50A 契約	1,000.00 円
		60A 契約	1,150.00 円

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	19.59 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	21.82 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	23.30 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯C（契約容量 50kVA 未満）

電力量料金	120kWh まで	1kVAあたり	250.00 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.59 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	21.32 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60A まで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	19.59 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	21.82 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	23.07 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ中部 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA 未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	19.59 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	21.32 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	22.32 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ中部 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	900.00円
電力量料金	1kWhにつき	17.69円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ヘ. テラスネオ中部 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力50kW未満）

基本料金	1kWあたり	650.00円
電力量料金	1kWhにつき	17.69円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけ
るプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約
は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(5) 北陸電力送配電エリア

- イ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯B（契約電流60Aまで）

基本料金	1契約につ き	10A 契約	300.00円
		15A 契約	450.00円
		20A 契約	600.00円
		30A 契約	800.00円
		40A 契約	1,100.00円
		50A 契約	1,250.00円
		60A 契約	1,450.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	19.13円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	23.07円
	300kWh超過	1kWhあたり	23.43円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ロ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯C（契約容量50kVA未満）

基本料金		1kVAあたり	260.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	19.13円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	23.07円
	300kWh超過	1kWhあたり	23.43円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60Aまで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	19.13 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	23.07 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	22.26 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ北陸 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金はハに定める通りです。

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ北陸 プラス 低圧電力（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	900.00 円
電力量料金	1kWhにつき	16.01 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ北陸 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	700.00 円
電力量料金	1kWhにつき	16.01 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけます。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(6) 関西電力送配電エリア

イ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯A（最大需要容量が 6kVA未満）

基本料金		1 契約につき	350.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	17.26 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.89 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	21.63 円

ロ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯B（契約容量 50kVA 未満）

基本料金		1kVAあたり	200.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	18.24 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	18.59 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	19.09 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯A（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（最大需要容量が 6kVA 未満）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	17.26 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.89 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	21.41 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ関西 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA 未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	18.24 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	18.59 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	18.90 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ関西 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	800.00円
電力量料金	1kWhにつき	14.93円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ヘ. テラスネオ関西 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力50kW未満）

基本料金	1kWあたり	650.00円
電力量料金	1kWhにつき	14.93円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけ
るプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約
は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(7) 中国電力ネットワークエリア

- イ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯A（最大需要容量が6kVA未満）

基本料金		1契約につき	400.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20.11円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	25.45円
	300kWh超過	1kWhあたり	27.31円

- ロ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯B（契約容量50kVA未満）

基本料金		1kVAあたり	200.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	21.76円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	23.81円
	300kWh超過	1kWhあたり	25.54円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ハ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯A（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（最大需要容量が6kVA未満）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20.11円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	25.45円
	300kWh超過	1kWhあたり	25.94円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ中国 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA未満）

基本料金は、口に定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	21.76円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	23.81円
	300kWh超過	1kWhあたり	24.26円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ中国プラス(低圧電力)（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	900.00円
電力量料金	1kWhにつき	16.55円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ中国 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	750.00円
電力量料金	1kWhにつき	16.55円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけます。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(8) 四国電力送配電エリア

イ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯A（最大需要容量が6kVA未満）

電力量料金	基本料金	1契約につき	400.00円
	120kWhまで	1kWhあたり	20.37円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	25.18円

	300kWh 超過	1kWhあたり	26.93円
--	-----------	---------	--------

ロ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯B（契約容量 50kVA未満）

基本料金		1kVAあたり	200.00円
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	18.67円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	22.93円
	300kWh超過	1kWhあたり	24.39円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯A（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（最大需要容量が6kVA未満）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20.37円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	25.18円
	300kWh超過	1kWhあたり	26.39円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ四国 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	18.67円
	120kWh超過 300kWhまで	1kWhあたり	22.93円
	300kWh超過	1kWhあたり	23.90円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ四国 プラス 低圧電力（契約電力 50kW未満）

基本料金	1kWあたり	850.00円
電力量料金	1kWhにつき	17.32円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ヘ. テラスネオ四国 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	750.00 円
電力量料金	1kWhにつき	17.32 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけ
るプランです。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約
は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(9) 九州電力送配電エリア

- イ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯B（契約電流 60A まで）

基本料金	1 契約につ き	10A 契約	300.00 円
		15A 契約	450.00 円
		20A 契約	600.00 円
		30A 契約	600.00 円
		40A 契約	850.00 円
		50A 契約	1,000.00 円
		60A 契約	1,100.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	17.08 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.38 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	20.88 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ロ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯C（契約容量 50kVA 未満）

基本料金		1kVAあたり	240.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	17.08 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.38 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	20.88 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ハ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯B（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約電流 60A まで）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	17.08 円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	19.38 円
	300kWh 超過	1kWhあたり	20.46 円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

ニ. テラスネオ九州 プラス 従量電灯C（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）（契約容量 50kVA 未満）

基本料金は、ロに定める通りとし、電力量料金はハに定める通りです。

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

ホ. テラスネオ九州 プラス 低圧電力（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	900.00 円
電力量料金	1kWhにつき	15.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ヘ. テラスネオ九州 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW 未満）

基本料金	1kWあたり	650.00 円
電力量料金	1kWhにつき	15.12 円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけます。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

(10) 沖縄電力エリア

イ. テラスネオ沖縄 プラス 従量電灯A

基本料金	1 契約につき	900.00 円
電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり

	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	42.00円
	300kWh 超過	1kWhあたり	45.00円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ロ. テラスネオ沖縄 プラス 従量電灯A（ネオ電子ブレーカー割引特約セットプラン）

基本料金は、イに定める通りとし、電力量料金は以下の表に定める単価となります。

電力量料金	120kWh まで	1kWhあたり	40.00円
	120kWh 超過 300kWh まで	1kWhあたり	42.00円
	300kWh 超過	1kWhあたり	45.00円

※低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）をご契約中のお客様のみご契約いただけるプランになります。また、セットプラン契約条件の適用があることにご注意ください。

<低圧動力>

- ハ. テラスネオ沖縄 プラス 低圧電力（契約電力 50kW未満）

基本料金		1kWあたり	1100.00円
電力量料金	夏季	1kWhにつき	37.00円
	その他季	1kWhにつき	36.00円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

- ニ. テラスネオ沖縄 プラス 低圧電力（ネオ電子ブレーカー割引特約）（契約電力 50kW未満）

基本料金		1kWあたり	950.00円
電力量料金	夏季	1kWhにつき	37.00円
	その他季	1kWhにつき	36.00円

※使用電力量が 0kWh の場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※当社の電子ブレーカーを設置いただいている需要場所でのみご加入いただけます。当該電子ブレーカーの取外しを確認した場合は、速やかに特約は解除となり、通常の「低圧電力」プランへ変更させていただきます。

7. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去

の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

ロ. 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款39（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

- イ. お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

8. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- イ. 基本料金を日割りする場合

$$\text{日割計算対象日数} \\ \text{1ヶ月の該当料金} \times \frac{\quad}{\quad} \\ \qquad\qquad\qquad 30 \text{ 日}$$

- ロ. 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{日割計算対象日数} \\ \text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\quad}{\quad} \\ \qquad\qquad\qquad 30 \text{ 日}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{日割計算対象日数} \\ \text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} (\text{※}) \times \frac{\quad}{\quad} \\ \qquad\qquad\qquad 30 \text{ 日}$$

(※) 北海道電力ネットワークエリアにおいては、160 キロワット時

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット(北海道電力ネットワークエリアにおいては、280 キロワット)時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ. 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (2) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合における(1)の検針期間は、計量期間と読み替えて適用します。
- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合における(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9. 契約容量および契約電力の算定方法

上記4(契約種別と料金単価) (1) 北海道電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(2)東北電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(3)東京電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(4)中部電力パワーグリッドエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(5)北陸電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(6)関西電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(7)中国電力ネットワークエリア<従量電灯>および<低圧動力>、(8)四国電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(9)九州電力送配電エリア<従量電灯>および<低圧動力>、(10)沖縄電力エリア<従量電灯>および<低圧動力>は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000
なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

10. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額とは、容量市場の運用開始に伴い、小売電気事業者が負担する容量拠出金に相当する金額のことで、当社が定める容量拠出金相当額単価に、使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額は、2025年度(2025年4月検針日以降)の使用分から適用されるものとし、半年ごとに見直しを行うものといたします。単価を見直す場合については、見直した単価を適用するおよそ1か月前までには単価を決定し、速やかに本別表を更新するものといたします。

該当年度	容量拠出金相当額単価 円/kWh(税込)
2025年度(2025年4月～2026年3月)	1.35